

【別紙】【新旧対照表】iのぞみネット契約約款

秘密情報 目的外使用・複製・開示禁止 株式会社ファミリーネット・ジャパン
【修正箇所：下線部】

番号	条タイトル	改訂前	改訂後	補足
1	約款の変更	第 2 条（約款の変更） 当社は、本約款を変更することがあります。本約款を変更するときは、一定期間の猶予を設けた上で、変更の効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社webサイトに掲載又はその他の方法により、契約者へ告知するものとします。	第 2 条（約款の変更） 当社は、本約款を変更することがあります。本約款を変更するときは、一定期間の猶予を設けた上で、変更の効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を当社webサイトに掲載又はその他の方法により、契約者（第 3 条で定義されます。）へ告知するものとします。	表現修正
2	iのぞみネット契約の申込と承諾	第 4 条（iのぞみネット契約の申込と承諾） 1 iのぞみネット契約を申込書による方式によって締結するときは、iのぞみネット契約を締結しようとする者は、本約款を承諾の上、当社所定の方法により申込を行うものとします。なお、iのぞみネット契約は、導入申込書、電磁的記録その他の方法により締結されるものとします。 2 当社は、次の各号の場合には、iのぞみネット契約の申込みを承諾しないことがあります。 （１）申し込みの際に虚偽の事実を通知したことが判明したとき。 （２）申し込み者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠る恐れがあると当社が判断したとき。 （３）第 1 6 条（契約者の協力）の規定に違反する恐れがあるとき。 （４）当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または利用を停止されている事が判明した場合。 （５）申し込み者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力(以下、「暴力団等」といいます)、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明した場合。 （６）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障を及ぼす恐れがあると当社が判断したとき。 3 当社は、前項の規定により、iのぞみネット契約の申し込みを承諾しないときは、申し込み者にその理由等を通知します。	第 4 条（iのぞみネット契約の申込と承諾） 1 iのぞみネット契約を申込書による方式によって締結するときは、iのぞみネット契約を締結しようとする者は、本約款を承諾の上、当社所定の方法により申込みを行うものとします。この場合、導入申込書が当社に到達した時点をもって、当社との間でiのぞみネット契約が締結されたものとします。なお、iのぞみネット契約は、導入申込書、電磁的記録その他の方法により締結されるものとします。 2 前項の申込みを行った者（以下「申込者」といいます。）が、本サービス提供開始日の前日までの間に申込者都合により当該申込みのキャンセルを行った場合、キャンセル手数料として 5 0 , 0 0 0 円に消費税等を加算した金額を、キャンセルした日の属する月の翌月末日までに当社が別途指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします（振込手数料は申込者の負担とします。）。この場合、前項の定めにかかわらず、当該申込者との間においてiのぞみネット契約は、何らの通知又は催告なしに解約されるものとします。 3 当社は、本サービスの提供開始日までに、契約者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、第 1 項の定めにかかわらずiのぞみネット契約を直ちに書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。以下同じ。）により通知することにより、解約する場合があります。なお、本サービスの提供開始日以降の解約については、第 2 1 条及びその他の規定に従うものとします。 （１）申込みの際に虚偽の事実を通知したことが判明したとき。 （２）申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。 （３）第 1 6 条（契約者の協力）の規定に違反するおそれがあるとき。 （４）当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除又は利用を停止されている事が判明した場合。 （５）申込者が反社会的勢力（第 2 2 条第 1 項で定義される。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合、又は、反社会的勢力であったと判明した場合。 （６）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、又は支障を及ぼすおそれがあると当社が判断したとき。	・キャンセル手数料の新設 ・上記に伴う解約の整理
3	インターネット設備	第 6 条（インターネット設備） 1 当社は、本物件に本サービスを提供するために、設備機器を設置します。 2 前項の設備機器等の資産区分は導入申込書又は契約書に記載するものとします。 3 本サービスを提供するための設備機器稼働にかかわる電力料金は契約者の負担とします。 4 i のぞみネット契約終了時、当社は当社の費用負担で当社資産区分の設備機器を撤去しますが、LAN 配線及び専有部に設置の当社設備については、敷設状況、本物件の構造等をふまえ、当社の判断で撤去又は原状復旧なく残置できるものとします。なお、LAN 配線及び専有部設置の当社設備を残置する場合には、当社は当該設備を契約者に無償譲渡するものとします。 5 前項の定めにかかわらず、当社と契約者との協議により当社設備を撤去するときは、契約者は当社に対して撤去費用を支払うものとし、撤去に関する契約を別途締結するものとします。 6 契約者は、設備機器等の設置場所を当社に無償で提供するものとします。 7 契約者は、当社の承諾なしに設備機器及び LAN 配線の構成を変更してはなりません。当社の承諾なしに変更した場合、当社の判断により本サービスを継続して提供できない場合があることを予め承諾するものとします。 8 本条に基づき本物件に工事が必要となる場合、契約者は当社が行う設計及び施工内容を事前に確認のうえ、特段の事由がない限り同意するものとします。 9 工事費を契約者が負担する場合は、当社と契約者との間で別途工事請負契約を締結するものとします。当該工事請負契約を締結するときは、工事請負契約約款が添付された当社所定の注文書及び注文請書を取り交わすことにより契約を行うものとします	第 6 条（インターネット設備） 1 当社は、本物件に本サービスを提供するために、設備機器を設置します。 2 前項の設備機器等の資産区分は導入申込書に記載するものとします。 3 本サービスを提供するための設備機器稼働にかかわる電力料金は契約者の負担とします。 4 iのぞみネット契約終了時、当社は当社の費用負担で当社資産区分の設備機器を撤去しますが、LAN配線及び専有部に設置の当社設備については、敷設状況、本物件の構造等をふまえ、当社の判断で撤去又は原状復旧なく残置できるものとします。なお、LAN配線及び専有部設置の当社設備を残置する場合には、当社は当該設備を契約者に無償譲渡するものとします。 5 前項の定めにかかわらず、当社と契約者との協議により当社設備を撤去するときは、契約者は当社に対して撤去費用を支払うものとし、撤去に関する契約を別途締結するものとします。 6 契約者は、設備機器等の設置場所を当社に無償で提供するものとします。 7 契約者は、当社の承諾なしに設備機器及びLAN配線の構成を変更してはなりません。当社の承諾なしに変更した場合、当社の判断により本サービスを継続して提供できない場合があることを予め承諾するものとします。 8 本条に基づき本物件に工事が必要となる場合、契約者は当社が行う設計及び施工内容を事前に確認のうえ、特段の事由がない限り同意するものとします。 9 工事費を契約者が負担する場合は、当社と契約者との間で別途工事請負契約を締結するものとします。当該工事請負契約を締結するときは、工事請負契約約款が添付された当社所定の注文書及び注文請書を取り交わすことにより契約を行うものとします	表現修正
4	インターネット接続サービス	第 8 条（インターネット接続サービス） 1 当社は、本約款に基づき、会員向けにインターネット接続サービスを提供します。なお、本物件に引き込まれるインターネット専用の回線はベストエフォート型の回線とします。インターネット回線の混雑状況、回線提供事業者設備またはインターネット設備の状況、他の電波等の影響等の様々な事象によってつながりにくくなることを契約者は承諾するものとします。 2 本物件に無線アクセスポイントを設置する場合、無線アクセスポイントの電波、速度表示は理論値であり、通信速度及び、電波範囲を保証するものではありません。 3 契約者は、本サービスを本物件の入居者への付加価値サービスとして利用するものとします。なお、契約者が自己のために使用することは妨げません。	第 8 条（インターネット接続サービス） 1 当社は、本約款に基づき、会員向けにインターネット接続サービスを提供します。なお、本物件に引き込まれるインターネット専用の回線はベストエフォート型の回線とします。インターネット回線の混雑状況、回線提供事業者設備又はインターネット設備の状況、他の電波等の影響等の様々な事象によって接続し難くなることを契約者は承諾するものとします。 2 本物件に無線アクセスポイントを設置する場合、無線アクセスポイントの電波、速度表示は理論値であり、通信速度及び、電波範囲を保証するものではありません。 3 契約者は、本サービスを本物件の入居者への付加価値サービスとして利用するものとします。なお、契約者が自己のために使用することは妨げません。	表現修正
5	本サービスの停止	第 1 3 条（本サービスの停止） 1 当社は、会員が会員規約に違反したときや、本サービスを利用し、誹謗中傷又は公序良俗に反する行為や商用目的の営業行為等、当社が不適当と判断する行為を行った場合、その会員向けの本サービスを直ちに停止できるものとします。 2 当社は、会員が他の会員への本サービス提供を妨げるような行為を行ったとき、その会員向けの本サービスを直ちに停止することができます。なお、本サービス停止は当該会員の故意の有無にかかわらず実施できるものとします。 3 本条によりサービスの停止を受けた会員があっても、第 1 5 条に定めるインターネットサービス料は変更しないものとします。 4 第 1 項及び第 2 項の事由によりサービス停止となった会員については、当該会員が自己の責任をもってその要因を排除、解決することとし、当社所定の申請書提出をもって当社がこれを確認した後、本サービスを再度受けられるものとします。	第 1 3 条（本サービスの停止） 1 当社は、会員が会員規約に違反したときや、本サービスを利用し、誹謗中傷又は公序良俗に反する行為や商用目的の営業行為等、当社が不適当と判断する行為を行った場合、その会員向けの本サービスを直ちに停止できるものとします。 2 当社は、会員が他の会員への本サービス提供を妨げるような行為を行ったとき、その会員向けの本サービスを直ちに停止することができます。なお、本サービス停止は当該会員の故意の有無にかかわらず実施できるものとします。 3 本条によりサービスの停止を受けた会員があっても、サービス料は変更しないものとします。 4 第 1 項及び第 2 項の事由によりサービス停止となった会員については、当該会員が自己の責任をもってその要因を排除、解決することとし、当社所定の申請書提出をもって当社がこれを確認した後、本サービスを再度受けられるものとします。	表現修正

【別紙】【新旧対照表】iのぞみネット契約約款

秘密情報 目的外使用・複製・開示禁止 株式会社ファミリーネット・ジャパン
【修正箇所：下線部】

番号	条タイトル	改訂前	改訂後	補足
6		第 1 5 条（料金） 1 本約款及びiのぞみネット契約に基づき、契約者又は契約者が指定する第三者が、当社又は当社の指定する第三者に支払うサービス料は、住戸内工事の完了有無及び入居者の利用の有無にかかわらずのぞみネット契約で定めた金額のとおりとします。なお、税法その他の法令の改正により消費税等の税率が変動した場合には、サービス料に変動後の税率により計算した消費税等を加算し、算出するものとします。 2 サービス料の支払いについては、当月末締め翌月末日までの支払い（当社が指定する収納代行事業者による支払いの場合は当該事業者の支払いサイトに基づく支払いとなる。）とし、支払方法については当社の指定する金融機関の指定口座に現金振込みによる対応又は契約者の銀行口座からの口座振替による対応のうち、当社の指定する方法により支払うものとします。なお、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日に支払うものとします。また、支払いにかかる金融機関の手数料は、契約者の負担とします。 3 当社は、契約者が支払期日までにサービス料の支払いを行わないときは、支払期日の翌日から支払の前日までの日数に応じて、遅延金額に対し年 1 4 . 6 % の割合で計算した金額を請求金額に加えて、遅延損害金として契約者に請求できるものとします。 4 当社は、契約者がサービス料の支払いを行わず、当社が督促を行ってもなお支払いがなされない場合には、サービス料の支払期日から相当期間経過後に、本サービスの停止及びiのぞみネット契約の解約を行うことができるものとします。 5 iのぞみネット契約に定める一部負担金及び別途契約者当社間で定める工事費等の支払いがある場合は、本条第1項から第4項までの定めを適用します。なお、一部負担金の支払いについては、サービス開始日の翌月末までの支払いとします（当社が指定する収納代行事業者による支払いの場合は当該事業者の支払いサイトに基づく支払いとなる。）。工事費等の支払いについては、当社の請求書記載の定めのとおりとします。 6 利用日数が 1 か月に満たない場合のサービス料については、当月の日割りにより計算するものとします。なお、日割りにより端数が生じた場合は小数点以下を切り捨てるものとします。ただし、第 2 1 条及び契約者の責に帰すべき事由によりのぞみネット契約が終了し、利用日数が 1 か月に満たない場合には、その終了日が属する月に関して日割りによる計算は適用せずに、契約者は当社に対し 1 か月分のサービス料を支払うものとします。 7 当社の責に帰すべき事由により、本物件の会員全てがインターネット接続サービスを全く利用できない状態が 2 4 時間以上継続した場合、契約者の申し出により、当該状態の発生を当社が認知しうる状態になった時点から 2 4 時間を経過する毎に 1 日として日数を計算し、当月のサービス料は日割りにより減額するものとします。なお、日割りにより端数が生じたときは小数点以下を切り捨てるものとします。 8 iのぞみネット契約締結後、経済情勢、諸物価の変動が生じた場合、当社の申し出により契約者当社協議しサービス料を変更することができるものとします。	第 1 5 条（料金） 1 本約款及びiのぞみネット契約に基づき、契約者又は契約者が指定する第三者が、当社又は当社の指定する第三者に支払うサービス料は、住戸内工事の完了有無及び入居者の利用の有無にかかわらずのぞみネット契約で定めた金額のとおりとします。なお、税法その他の法令の改正により消費税等の税率が変動した場合には、サービス料に変動後の税率により計算した消費税等を加算し、算出するものとします。 2 サービス料の支払いについては、当月末締め翌月末日までの支払い（当社が指定する収納代行事業者による支払いの場合は当該事業者の支払いサイトに基づく支払いとなる。）とし、支払方法については当社の指定する金融機関の指定口座に現金振込みによる対応又は契約者の銀行口座からの口座振替による対応のうち、当社の指定する方法により支払うものとします。なお、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日に支払うものとします。また、支払いにかかる金融機関の手数料は、契約者の負担とします。 3 当社は、契約者が支払期日までにサービス料の支払いを行わないときは、支払期日の翌日から支払の前日までの日数に応じて、遅延金額に対し年 1 4 . 6 % の割合で計算した金額を請求金額に加えて、遅延損害金として契約者に請求できるものとします。 4 当社は、契約者がサービス料の支払いを行わず、当社が督促を行ってもなお支払いがなされない場合には、サービス料の支払期日から相当期間経過後に、本サービスの停止及びiのぞみネット契約の解約を行うことができるものとします。 5 iのぞみネット契約に定める一部負担金及び別途契約者当社間で定める工事費等の支払いがある場合は、本条第1項から第4項までの定めを適用します。なお、一部負担金の支払いについては、サービス開始日の翌月末までの支払いとします（当社が指定する収納代行事業者による支払いの場合は当該事業者の支払いサイトに基づく支払いとなる。）。工事費等の支払いについては、当社の請求書記載の定めのとおりとします。 6 利用日数が 1 か月に満たない場合のサービス料については、当月の総日数を基準に日割りにより計算するものとします。なお、日割りにより端数が生じた場合は小数点以下を切り捨てるものとします。ただし、第 2 1 条及び契約者の責に帰すべき事由によりのぞみネット契約が終了し、利用日数が 1 か月に満たない場合には、その終了日が属する月に関して日割りによる計算は適用せずに、契約者は当社に対し 1 か月分のサービス料を支払うものとします。 7 当社の責に帰すべき事由により、本物件の会員全てがインターネット接続サービスを全く利用できない状態が 2 4 時間以上継続した場合、契約者の申出により、当該状態の発生を当社が認知しうる状態になった時点から 2 4 時間を経過する毎に 1 日として日数を計算し、当月のサービス料は日割りにより減額するものとします。なお、日割りにより端数が生じたときは小数点以下を切り捨てるものとします。 8 iのぞみネット契約締結後、経済情勢、諸物価の変動が生じた場合、当社の申出により契約者当社協議しサービス料を変更することができるものとします。	表現修正
7		第 1 6 条（契約者の協力） 1 契約者は、当社が本サービスを支障なく提供するために、設備機器の点検及び調整を当社及び当社の再委託者以外に行わせないとします。 2 契約者は、当社が保守サービスを遂行するにあたり、必要となる電力を無償で提供するものとします。 3 契約者は、当社が設備機器保守のために本物件に入館することを承諾していただきます。入館する際は原則として契約者又は本物件の管理者の許可を得るものですが、契約者又は本物件の管理者に連絡が取れず、かつ緊急やむを得ないときは、契約者又は本物件の管理者の承諾無く本物件に立ち入ることができるものとします。なお、契約者は入館するための開錠手配等に協力するものとします。 4 契約者は、当社及び当社の再委託者が、本物件の入居者に対する本サービスに関連する各種案内のために本物件へ立ち入り、各種案内書類を配付することがあることを予め承諾していただきます。 5 契約者は、本物件での障害発生、広域な回線障害による接続障害、メンテナンス等を当社から通知された場合、会員に対しその状況を通知するものとします。 6 本サービス提供に係る工事等の実施のため、当社が入居者との日程調整等を行う必要がある場合には、契約者はiのぞみネット契約の遂行のために必要最小限度の範囲で入居者情報を当社に開示するものとします。本物件に関して管理会社等が当該入居者情報を管理している場合には、契約者は管理会社等に対して、協力を要請するものとします。 7 契約者は、本物件を賃貸に供する場合、賃貸借契約上、本サービスの提供開始時期の遅延及び中断の可能性を賃借人に告知するものとし、当該告知事項に関し、賃借人との間で適宜の損害賠償額を予定するものとします。なお、契約者と賃借人との間で予定された損害賠償額が本約款に定める損害賠償額を超過する場合であっても、当社は、契約者に対し、第 1 5 条 7 項で定める範囲を超えて損害賠償責任を負担しないものとします。	第 1 6 条（契約者の協力） 1 契約者は、当社が本サービスを支障なく提供するために、設備機器の点検及び調整を当社及び当社の再委託者以外に行わせないとします。 2 契約者は、当社が保守サービスを遂行するにあたり、必要となる電力を無償で提供するものとします。 3 契約者は、当社が設備機器保守のために本物件に入館することを承諾していただきます。入館する際は原則として契約者又は本物件の管理者の許可を得るものですが、契約者又は本物件の管理者に連絡が取れず、かつ緊急やむを得ないときは、契約者又は本物件の管理者の承諾無く本物件に立ち入ることができるものとします。なお、契約者は入館するための開錠手配等に協力するものとします。 4 契約者は、当社及び当社の再委託者が、本物件の入居者に対する本サービスに関連する各種案内のために本物件へ立ち入り、各種案内書類を配付することがあることを予め承諾していただきます。 5 契約者は、本物件での障害発生、広域な回線障害による接続障害、メンテナンス等を当社から通知された場合、会員に対しその状況を通知するものとします。 6 本サービス提供に係る工事等の実施のため、当社が入居者との日程調整等を行う必要がある場合には、契約者はiのぞみネット契約の遂行のために必要最小限度の範囲で入居者情報を当社に開示するものとします。本物件に関して管理会社等が当該入居者情報を管理している場合には、契約者は管理会社等に対して、協力を要請するものとします。 7 契約者は、本物件を賃貸に供する場合、賃貸借契約上、本サービスの提供開始時期の遅延及び中断の可能性を賃借人に告知するものとし、当該告知事項に関し、賃借人との間で適宜の損害賠償額を予定するものとします。なお、契約者と賃借人との間で予定された損害賠償額が本約款に定める損害賠償額を超過する場合であっても、当社は、契約者に対し、第 1 5 条第 7 項で定める範囲を超えて損害賠償責任を負担しないものとします。	表現修正
8		第 2 0 条（契約期間） 1 iのぞみネット契約の有効期間は、iのぞみネット契約に定める期間とします。 2 iのぞみネット契約は、契約満了日の 6 か月前までに書面により契約者又は当社のいずれからも何ら申し出がないときは、有効期間が更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。	第 2 0 条（有効期間） 1 iのぞみネット契約の有効期間は、iのぞみネット契約に定める期間とします。 2 iのぞみネット契約は、契約満了日の 3 か月前までに書面により契約者又は当社のいずれからも何ら申し出がないときは、有効期間が更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。	通知期限の緩和
9		第 2 1 条（契約の解約） 1 契約者及び当社は、相手方に対して 6 か月前までに書面による意思表示をすることにより、iのぞみネット契約を契約者と当社双方協議のうえで、解約することができます。 2 前項の定めにかかわらず、契約者は、iのぞみネット契約において定める契約満了日までは、iのぞみネット契約を中途解約することはできません。ただし、iのぞみネット契約を解約する日から契約満了日までのサービス料相当額を中途解約に伴う解約金として一括して当社に支払うことにより、iのぞみネット契約を解約することができます。 3 iのぞみネット契約は、本物件を対象とした契約であり、入居者及び住戸毎の個別解約はできません。 4 契約者又は当社が本約款又はiのぞみネット契約の定めに違反した場合、各自相手方は書面により相当の期間を定めて是正の催告を行った後、なお是正されない場合は直ちにiのぞみネット契約を解約できるものとします。 5 契約者及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの通知催告をすることなくiのぞみネット契約を解約することができるものとします。 （1）差押え、仮差押え、仮処分、公租公課滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき （2）会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられたとき、又は自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産の申し立てをしたとき、もしくは、第三者からこれらの申立てがなされたとき （3）自ら振り出し、もしくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受け又は支払停止状態に至ったとき 6 第 6 条第 6 項の事由により本サービスの継続提供が不可となった場合、当社はiのぞみネット契約を直ちに解約できるものとします。 7 iのぞみネット契約が以下の各号により解約される場合でかつiのぞみネット契約において定める契約期間内の場合、契約者はiのぞみネット契約において定める契約満了日までのサービス料を一括して、当社の請求後、直ちに支払うものとします。 （1）契約者が本約款又はiのぞみネット契約に違反したことによる本条第 4 項に基づきiのぞみネット契約の解約 （2）契約者が本条第 5 項に該当したことによるiのぞみネット契約の解約 （3）本条第 6 項によるiのぞみネット契約の解約 （4）契約者が第 2 2 条第 3 項に定める場合に該当したことによるiのぞみネットの解約	第 2 1 条（契約の解約） 1 契約者及び当社は、本サービス提供開始日以降、相手方に対して 3 か月前までに書面による意思表示をすることにより、iのぞみネット契約を契約者と当社双方協議のうえで、解約することができます。 2 前項の定めにかかわらず、契約者は、本サービス提供開始日からiのぞみネット契約において定める有効期間満了日までは、iのぞみネット契約を中途解約することはできません。ただし、iのぞみネット契約を解約する日から有効期間満了日までのサービス料相当額を中途解約に伴う解約金として一括して当社に支払うことにより、iのぞみネット契約を解約することができます。 3 iのぞみネット契約は、本物件を対象とした契約であり、入居者及び住戸毎の個別解約はできません。 4 契約者又は当社が本約款又はiのぞみネット契約の定めに違反した場合、各自相手方は書面により相当の期間を定めて是正の催告を行った後、なお是正されない場合は直ちにiのぞみネット契約を解約できるものとします。 5 契約者及び当社は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの通知催告をすることなくiのぞみネット契約を解約することができるものとします。 （1）差押え、仮差押え、仮処分、公租公課滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき （2）会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられたとき、又は自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産の申し立てをしたとき、もしくは、第三者からこれらの申立てがなされたとき （3）自ら振り出し、もしくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受け又は支払停止状態に至ったとき 6 第 6 条第 7 項の事由により本サービスの継続提供が不可となった場合、当社はiのぞみネット契約を直ちに解約できるものとします。 7 iのぞみネット契約が以下の各号により解約される場合でかつiのぞみネット契約において定める有効期間内の場合、契約者はiのぞみネット契約において定める有効期間満了日までのサービス料を一括して、当社の請求後、直ちに支払うものとします。 （1）契約者が本約款又はiのぞみネット契約に違反したことによる本条第 4 項に基づきiのぞみネット契約の解約 （2）契約者が本条第 5 項に該当したことによるiのぞみネット契約の解約 （3）本条第 6 項によるiのぞみネット契約の解約 （4）契約者が第 2 2 条第 3 項に定める場合に該当したことによるiのぞみネットの解約	・通知期限の緩和 ・キャンセル手数料新設に伴う解約の整理 ・表現修正 ・参照条文番号修正

【別紙】【新旧対照表】iのぞみネット契約約款

秘密情報 目的外使用・複製・開示禁止 株式会社ファミリーネット・ジャパン
【修正箇所：下線部】

番号	条タイトル	改訂前	改訂後	補足
10		第 2 3 条（当事者の変更） 1 本物件の売却、相続等の事由により、契約者の契約上の地位が第三者に変更される場合には、契約者はすみやかに当社へ通知のうえ、当社所定の契約名義変更の手続きを行うものとします。 2 契約者が本物件の管理会社等の場合において、管理会社等の変更が生じたときは、本サービスを継続して提供できるように変更後の管理会社等又は本物件の所有者等との間で本サービス契約と同等の契約を締結できるよう努めるものとします。なお、同等の契約を締結できた場合には、第 2 2 条第2項ただし書きの規定は適用しないものとします。	第 2 3 条（当事者の変更） 1 本物件の売却、相続等の事由により、契約者の契約上の地位が第三者に変更される場合には、契約者は速やかに当社へ通知のうえ、当社所定の契約名義変更の手続きを行うものとします。 2 契約者が本物件の管理会社等の場合において、管理会社等の変更が生じたときは、本サービスを継続して提供できるように変更後の管理会社等又は本物件の所有者等との間で本サービス契約と同等の契約を締結できるよう努めるものとします。なお、同等の契約を締結できた場合には、第 2 1 条第2項ただし書きの規定は適用しないものとします。	・表現修正 ・参照条文番号修正
11		【附則】 本約款は2025年4月1日から有効となります。	【附則】 本約款は2025年10月1日から有効となります。	